

「社債管理人（仮称）制度」の概要について（案）

平成 26 年 9 月 22 日
社債懇事務局

概 要	備 考
<p>1. 社債管理人（仮称）の設置</p> <p>(1) 社債管理人は、「社債要項」及び「社債管理人業務委託契約書」に基づき設置する。</p> <p>(2) 社債管理人は、「社債要項」及び「社債管理人業務委託契約書」で定めるところにより、社債権者のために、又は個別の社債権者の委託を受け、下記 2 に掲げる業務及びその他社債に係る事務手続を行う。</p> <p>2. 社債管理人の業務</p> <p>社債管理人は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 発行会社からの通知等の受領・確認及び社債権者への通知【P】</p> <p>① 社債要項に定める通知事項の受領及び社債権者への通知</p> <p>社債管理人は、社債要項に定める下記通知事項で、かつ一般に公表された情報について、発行会社から通知・連絡を受けた場合、証券保管振替機構（以下「保振」という。）の新たなインフラを通じて社債権者に通知・連絡を行う。</p> <p>イ. 組織再編の際の社債の取扱い</p> <p>ロ. 期限の利益喪失事由の発生（コベナンツへの抵触を含む。）</p> <p>ハ. 期限の利益喪失</p>	<p>○ 社債管理人と社債権者との法的関係</p> <p>発行会社と社債管理人との間で締結する「社債管理人業務委託契約」を、「第三者のためにする契約」（発行会社を「要約者」、社債管理人を「諾約者」、社債権者を「受益者」とし、社債管理人は、社債権者のために、その業務を行う。</p> <p>○ 一般に公表された情報は、金融商品取引法上の重要事実の公表（法定開示書類の提出、2 以上の報道機関への公開、取引所の適時開示）により公表された情報をいう。</p> <p>○ 左記通知事項及び事務フローについては、保振の一般債小委員会に検討の要請を行う。</p>

概 要

備 考

② 発行会社証明書の受領及び社債権者への通知

イ. 社債管理人は、発行会社から社債要項に定める期限の利益喪失事由の発生（コベナンツへの抵触を含む。以下同じ。）に係る証明書（以下「発行会社証明書」という。）を受領し、確認する。

ロ. 社債管理人は、発行会社証明書が期日までに提出がない場合には、発行会社に対し、期限を定めて、その提出を督促する。

ハ. 社債管理人は、上記ロに定める提出の督促を行ったにもかかわらず、期限を経過しても発行会社証明書が提出されなかった場合、発行会社の委任を受け当該事実を2以上の報道機関へ公開することにより、一般に公表する。

ニ. 社債管理人は、以下の各場合で、かつ当該事実が一般に公表されているときには、保振の新たなインフラを通じて社債権者に対して当該事実を通知・連絡を行う。

i) 発行会社証明書に期限の利益喪失事由が発生している旨が記載されている場合

ii) 上記ハに定める提出の督促を行ったにもかかわらず、期限を経過しても発行会社証明書が提出されなかった場合

○ 発行会社証明書の提出の頻度は、発行会社の業容、投資家のニーズを踏まえ定める。

○ 社債管理人の発行会社証明書の確認の具体的内容については、実効性が確保されるよう、市場関係者と連携のうえ検討を行う。

○ 左記ハの実効性を確保するために、社債要項等に、発行会社は期限までに発行会社証明書が提出できなかった場合は社債管理人に当該事実の一般への公表を委任することを規定する。

○ 期限の利益喪失事由発生の内容、コベナンツ違反の効果（当然失期事由か、請求失期事由か）、及びレポーティング・コベナンツの仕組みについては、具体的な実務構築の際の論点とする。

○ 発行会社証明書に期限の利益喪失事由の発生事実の記載があるにもかかわらず、一般に公表されていない場合、社債管理人は、発行会社に公表を督促のうえ、期限までに発行会社が公表しない場合は、社債管理人が一般へ公表を行う。

(2) 債権の届出

社債管理人は、発行会社・破産管財人等から、「発行会社が破産、再生又は更生手続を開始し裁判所により債権届出期間が決定された」旨の通知を受けた場合には、保振の新たなインフラを通じて社債権者へその旨を通知し、個別に社債権者から委託を受けた場合には、債権の届出を行う。

「総額での債権届出」(非顕名)

社債管理人は、発行会社が破産、再生又は更生手続を開始し、裁判所により債権届出期間が決定された場合には、社債権者を代理して、社債総額について債権の届出を行う。

「総額での債権届出後、個別の社債権者の委任を受けて届出」(事後的な顕名)

社債管理人は、①社債総額について債権届出を行い、②保振の新たなインフラを利用して社債管理人への委任状等の提出期間等を社債権者へ通知し、③社債権者の委任を受けて、社債権者名及び債権額等を届け出る。

○ 社債管理人による社債総額での債権届出が認められるか否か、また認められた場合であっても、債権届出期間経過後の個別の社債権者の債権届出が認められるかどうかについては、現時点では法的な裏付けがないため、裁判所に受け入れられるか否かが定かでないこと等を踏まえ、社債管理人制度の導入後の状況を踏まえた今後の課題とする。

概 要

備 考

(3) 社債権者による社債権者集会の招集・請求のサポート

① 社債権者集会の開催に向けた社債権者への連絡等

社債管理人は、社債権者集会の開催に向けて、社債要項に定めるところにより一定数以上（社債総額 10 分の 1 未満）の社債権者から、社債権者集会の招集のための意向確認の要請があった場合には、その目的と理由を確認のうえ、その旨を保振の新たなインフラを通じて他の社債権者に通知・連絡する。

② 特定少数社債権者による社債権者集会の招集・請求のサポート

イ. 社債管理人は、（上記①の通知・連絡の結果、）社債総額 10 分の 1 以上を有する社債権者（以下「特定少数社債権者」という。）から会社法 718 条 1 項の規定に基づく社債権者集会の招集請求の要請があった場合には、発行会社に対し、同請求手続（事務の代行）を行う。

ロ. 上記イの請求にかかわらず、社債権者集会の招集が行われない場合に、社債管理人（弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）である場合に限る。）は、特定少数社債権者（招集者）の委託を受けて、裁判所に対し、会社法 718 条 3 項に規定する社債権者集会招集の許可申請手続を行う。

ハ. 会社法 718 条 3 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た場合には、社債管理人は、特定少数社債権者の委託を受けて、社債権者集会の招集手続（事務の代行）を行う。

○ 左記の社債権者集会の招集・請求のサポートは、デフォルト発生後に限られるものではない。

概 要

備 考

(4) 社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続

社債管理人（弁護士等である場合に限る。）は、招集者の委託を受けて、裁判所に
対し、社債権者集会決議の認可の申立てを行う。

○ 会社法 732 条（社債権者集会の決議の認可の申立て）

(5) 債権者集会における再生計画又は更生計画の議決権行使

社債管理人は、社債権者集会の決議により、債権者集会において、当該社債権者
集会の決議を執行する。

○ 会社法 737 条（社債権者集会の決議の執行）

3. 社債管理人の業務の終了

社債要項等において、社債管理人の業務の終了事由・時期を定める。

○ 社債管理人は、例えば再生計画において債権が会社法上の「社債」から民法上の「指名債権」となった場合など「社債」が消滅したときには、その業務を終了する。

4. 社債管理人の報酬・費用

(1) 社債管理人の報酬及び社債管理に関する費用（社債権者集会に関する報酬及び費
用を含むが、これに限定されない。）は、社債要項等に定めるところにより、以下の
場合を除き、発行会社の負担とする。

① 社債管理人が社債権者の個別の委託に基づき業務を行う場合（上記(3)②及び(4)
を除く。）には、かかる業務 に関する社債管理人の報酬及び費用は当該社債権者
の負担とする。

② 裁判所が、会社法の規定に従い、発行会社以外の者が社債権者集会決議の認可申
立てに関する社債管理人の報酬及び費用を負担すべき旨を決定する場合には、当

○ 会社法 742 条第 2 項（社債権者集会等の費用の負担）

概 要

備 考

該報酬及び費用はその者の負担とする。

- (2) 特定少数社債権者が社債権者集会の招集を請求する場合において、発行会社が当該社債権者集会に関する社債管理人の報酬及び社債管理に関する費用の支払をすることができず、又はその支払を拒否するときには、社債管理人は当該特定少数社債権者がかかる報酬及び費用を負担する場合のみ、当該社債権者集会に関する業務を行う。これは、当該特定少数社債権者が、発行会社に対して、かかる報酬及び費用を求償することを妨げるものではない。

5. 社債管理人の担い手

- (1) 銀行などの金融機関、弁護士等とする。
- (2) 社債管理人が弁護士等以外の者である場合には、社債権者は、次の手続について、直接、弁護士等へ委任する。
- ① 裁判所への社債権者集会招集の許可申請手続
 - ② 裁判所への社債権者集会決議の認可申立て手続

- 弁護士個人が社債管理人に就任した場合、当該弁護士が廃業、死亡等により任務を継続することができない場合の対応については、具体的な実務構築の際の検討とする。
- 左記(2)の業務を弁護士等以外の者が行う場合は、弁護士法72条及び非訟事件手続法22条に抵触する。
- 社債管理人が弁護士等以外の者である場合、社債要項等において、あらかじめ左記(2)の業務を行う弁護士等を定めることについても、発行会社による報酬を得る目的での「周旋」に該当し、弁護士法72条に抵触するおそれがあるとの指摘がある。

以 上